

- 名洗港は、不特定多数の利用者による一般貨物の荷役及び荒天時の避難等を目的として千葉県にて管理している公共の港湾となります。
- 今回、銚子市沖洋上風力発電事業のメンテナンス等のため同港を活用される場合には、特定の事業者による直接的かつ継続的な利用が見込まれること、かつ当該事業者からの申し出による事業であることから、別途定める額を負担いただくこととなります。

1. 対象施設の考え方

- 発電事業者が直接的かつ継続的に利用する港湾施設が対象となります。
- 具体例は以下のとおり。
 - 航路、泊地、岸壁、野積場及びこれに付随するもの
- 参考
 - 防波堤等の外郭施設は港湾管理者（千葉県）にて整備します。

2. 事業者負担の積算

- 別途定める額の考え方については、港湾管理者との事前協議時に説明します。
- 公募占用計画において、別途定める額を必要経費として計上ください。
- 港湾施設の仕様を検討される際には、「港湾の施設の技術上の基準・同解説」に合致した要求性能を満たすことが条件となります。

3. 負担方法

- 港湾管理者（千葉県）にて港湾施設を整備した後、事業年度毎に負担金として徴収します。
 - 選定事業者と千葉県にて、費用負担に係る協定を締結し事業年度毎に負担金を徴収する予定です。

4. その他

- 公募占用計画の提出に先立ち、必要となる港湾施設のスペック及び利用方法等について、十分な時間的余裕をもって港湾管理者と協議願います。
- また、事業者の選定後、必要に応じて港湾計画の変更等の手続きを行うことから、スペック等が変更となる場合がありますので留意ください。
- 基礎資料の提供
 - 公募占用計画策定時の事業費積算に必要な基礎資料については、名洗港の活用に係る施設管理者との協議時に提供いたします。
- 事業者固有の施設（港湾施設以外）の整備費は自社負担として公募占用計画作成時の必要経費として計上ください。
 - 事務所、駐車場、倉庫、変電施設、クレーンなど
- 使用料及び手数料条例に基づき、岸壁や荷捌き地の使用にあたっては使用料及び占用料が必要となります。